

テーマ

に成写月家セミナー」 助成金申請の取り下げを追る 役所には、こう対応する!

他

「顧客から依頼されて、オーダーの就業規則を作る」日々の業務の中から選りすぐりの事案を御紹介ます。

- 美容室発「賃金の支給実態から、固定残業代・歩合給の残業代を整備!」
- WEB会社発「降格の賃金規程、1回の減給10%の壁」
- 機械販売業社発 「助成金申請の取り下げを迫る役所には、こう対応する!」
- WEB会社発「GWの一斉休業。新入社員の有休は前倒しできる?」



# 「判例から学ぶ」 体系的な、労務管理・行政への対応!



「固定残業」の計算式が定かでない。いまさら聞けない **固定残業代の計算方法と、歩合給にも残業代はある?** 

とある美容院から、賃金の見直しを頼まれました。基本給には、固定残業を含んでいると言いますが、その明示がされていません。しかも、割増賃金の算定基礎には、諸手当が全く含まれていません。しかも、美容院ですから、売り上げ額や、指名料に歩合給が加わります。しかも、売り上げの歩合給には、最低保証休があります。ちなみに、オーナーは、現在の金額をなるべく変えないで固定残業代の見直しをしたいと言います。実例をモチーフに、賃金規程をどのように整備していけばいいのかを考えます。



## 降格の賃金規程の下げ幅、10%との壁をどうする!

減給の懲戒処分は、労働基準法第91条において「就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の十分の一を超えてはならない。」と規定されています。すなわち、1回の非違行為に対する減給は、平均賃金1日分の2分の1以下とせねばならず、同一の労働者による数回の非違行為があった場合に関しても、1賃金支払期における賃金総額の10分の1を超えてはならない、ということを意味します。降格処分にする場合、この規定を超えて、給料を減額することは可能か理論的に考えます



要件を備えているのに、役所で取り下げを迫られた。

# 助成金の申請、役所に不服申立てはできないのか?

助成金の要件とは何か?行政の不支給決定に対応する手段はないのか?黙っていると、不支給にされるケースも…。「行政処分」と助成金の本質に迫ります。



就業規則の真骨頂がここに。規則の形骸化は認められません。

最新判例・特定社労士試験から学ぶ「雇止め」の本質

労使トラブルは、正当な権利と権利がぶつかり合うことから始まります。現場で簡単に解決することもありますが、こじれにこじれて、法廷闘争に持ち込まれることも少なくありません。類似事案を学習しておくことで、事務に対応する能力がすく実にアップします。特に侮れないのが、特定社会保険労務士試験です。労働法に特化し、論点整理の練習ができます。雇止めを事例に、法律の解釈を学びます。

 $1_{\tiny \blacksquare}$ 

就業規則を作成するため の基本法学と各種規程等 の特集に関する講義

労使トラブルは労基法では 解決できない

- ・法律の体系について
- ・入門 社会保険労務士にとって憲法と人権
- •入門 社会保険労務士にとっての 民法•刑法訴訟法
- ・入門 保護事由と帰責事由 助成金用、報酬を確実に回収できる、 契約書の書き方

キャリアアップ助成金用の就業規則

- キャリアアップ助成金の制度概要
- ・助成金活用と、稼げる営業例
- ・助成金申請までのフロー完全解説

・固定残業代を適切に設定した就業規則規程例

- 「同一労働同一賃金」ガイドラインに 対応した就業規則の見直しポイントと 「非正規従業員就業規則」規程例
- 有期契約労働者の無期転換に係る規定例
- 効率よく仕事するための、
- テレワークの実際とその規定例
- ・副業禁止から副業容認へ 副業規定例 ・勤務インターバル制度に係る規定例
- 変形労働時間制、裁量労働制を駆使した、 柔軟な労働時間制へ対応規定例
- メンタルヘルス規定例とセクハラ、パワハラ、 過労死対策規定例
- 子育て介護の両立支援に係る育児介護規程例
- ・労働時間を減らし生産性を上げるための new
- 人事考課規定例
- ・派遣労働者の「同一労働・同一賃金」何をど う選択するか。36協定規定例他

今回の特集に関する講義

new

限定オリジナルテキストを用いた今回だけの 特別講義、最新の労働事例を就業規則作成に どう反映させるかについて、丁寧に講義!

2日目

基本的な就業規則の作成 方法と問題

計員対策

#### 改正労働基準法の基礎知識

- 労働基準法の改正点・法改正に伴う論点
- ・法改正に伴うチェックポイント
- ・ 改正に対する今後の課題
- ・就業規則への反映・規程例へ研究・協定例

### 労働契約の法的性格

- 民法における契約とは
- ・契約自由の原則、契約成立、解除
- ・労働契約の本質とは・労働契約法と就業規則

#### 有期契約労働者への対応

・労働契約法の改正点・無期労働契約への転換

new

new

・雇止め・労働条件通知書

#### 就業規則の作成方法と基礎知識

- ・法的性格 ・就業規則の効力
- ・ 労働協約/労働契約の関係
- 作成の流れ・総則
- •採用、服務規律 労働時間
- 休日、休憩、休業・退職、解雇
- 表彰、制裁、安全衛生、雜則
- · 賃金規程 · 育児 · 介護規程
- ・出張規定、慶弔規定 等々

### 個人情報保護法に対する 就業規則及び各種規程

- 個人情報保護の目的
- 就業規則改定方法
- 守秘義務、違反への対処
- 秘密保持契約 等々

# 3₁₁

残業代請求 • 高齢者雇用 などに関する就業規則の 考察•検証

### 問題社員への具体的対応策(1)

- 遅刻や欠勤を繰り返す社員・経歴詐称
- ・勤務時間中にメール
- ・退職後に不正が発覚する社員
- ・職務怠慢等で降格に応じない社員
- ・ 降格と減給の関係

new

### 問題 計員への具体的対応策(2)

- ・機密データを持ち出す社員
- ・退職理由変更を請求する社員
- 競業禁止義務違反 上司や会社を誹謗中傷
- ・イエローカード/レッドカードの出し方等々
- ・ 労働組合への対応 等々

## 高年齢者雇用への対応

- ・ 法改正による変更点・就業規則への規程例
- ・継続雇用制度をめぐる問題
- ・定年引上げによる賃金カット

### 残業代請求への対応

- 労働時間の認定の問題
- 時間外労働削減の問題
- 「管理監督者」の範囲の問題
- ・割増賃金と消滅時効の問題
- ・賞与と割増賃金の関係
- 不必要な残業をする計員
- ・ 定額残業代の導入方法
- ・就業規則への規定例 等々

## 震災・災害時規定

- 震災 災害時規定例
- ・節電による休業の場合の規定
- 臨時の会社カレンダーを作るには

new は、新規、又は、今回バージョンアップ ※講義内容は講師の都合により、日程・内容・順番など、構成が変わる可能性があります。



# ご参加者様からの声

※ほかにも、たくさんのお声をいただいております。

H29 受講生

> 豊富な知識が凝縮されたテキストに加えて、具体 例を挙げて分かり易く講義されており、初めて学 ぶこともストンと頭に入ってきました。

> 特に、民法をはじめとする法律の基本的な知識をしっかりと 学ぶ機会が得られたのは、何にも代え難い貴重な体験でした。 このセミナーをきっかけに、自分の法的知識の幅を広げ、労 務コンサルティングに活かしていきたい。

R1 受講生

知り合いの社労士に勧められて、河野先生のセミナーに参加しました。日々変わっていく法律にこれまでは受け身でしたが、河野先生のセミナーを

受講して、そんな姿勢ではいけない、もっと積極的に学ばなければ、この先、社労士として生き抜いていくのは難しいということを痛感しました。講義の内容もさることながら、人生に対する心構えも学ばせて頂きました。私も知り合いの社労士に紹介しようと思います。

H30 受講生

最初はたった3日間で、50万円以上の就業規則が作れるようになるのだろうかと半信半疑でした。しかし、実際に河野先生の情熱的かつ論理的な講義を受けて、そんな不安は瞬く間に解消されました。今ではどんな案件でも自信を持って対応できるようになりました。このセミナーを受けなかったら・・・と考えると、何とも言えない気持ちなります。次回は、職員にも受けさせようと思っています。

R4 受講生

ウェブセミナーで、ライブに参加させていただきました。ライブで生に先生の講義を聴くことができ、講義後のweb飲み会で、様々な質問をするこ

とができてとても有意義でした。また、先生がご登壇される際のバックミュージックがとても迫力ありました。後日、オンデマンドで確認すこともでき、ライブ参加は満足でした。参加すべきは、やはり河野順一先生のセミナーだと思います。次回も期待しています。

# 河野順一 プロフィール

1946年8月生まれ

社会保険労務士、行政書士、経営コンサルタント、NC労務グループ代表 社労士法人 日本橋中央労務管理事務所代表社員、河野順一事務所所長、東京法令学院学院長、 NPO法人個別労使紛争処理センター会長

社会保険労務士の黎明期より、46年の独立開業のキャリアを持つ。

社会保険労務士・行政書士・事務組合等、多数の組織からなるNC労務グループの代表にして、労使紛争解決アドバイザー(商標登録済)として、これまで1,000件以上の困難極める労使トラブルを解決する。就業規則を核に、労使双方が社業に邁進できる仕組みづくりを提唱し、幅広く経営全般にかかる指導業務を行っている。

また、労働法関連の入門書から専門書まで、250冊以上の著作があり、機関紙上での論文も多数。 そして、社労士や弁護士等の労働法のスペシャリストや、企業の人事労務担当者に向けたセミナー を開催している。社労士県会や金融機関、ロータリークラブ等の各種団体様においても講演を行い、 そのパワフルな語り口、脳裏に刻まれるパフォーマンス、平易な事例に置き換え、かみ砕いたわか りやすい解説は聴衆を魅了している。平成27年9月には、京王プラザホテルにて「成功者の会」と 題して顧問先等300名以上が参加したパーティーを催し大盛況となった。

「明日死ぬと思っていきなさい、永遠に生きると思って学びなさい」

マハトマ・ガンジーの言葉を借り、最新判例と事例を探求し、身につく解決能力をあますことなく伝える「就業規則作成の専門家セミナー」は、法律を学んできた者でもカルチャーショックを受けること必至。その魂の講義に、リピーターを続出し、また実践ですぐにでも使えることから、本セミナー受講者からは、多くの優秀な後進を業界に輩出している。

セミナーについての お問い合わせ

TEL: 03-3292-7849 MAIL: seminar@tokyohorei.co.jp 東京法令学院

**〒**101-0062

東京都千代田区神田駿河台1丁目7番10号 YK駿河台ビル5階 受付時間:10:00-18:00(土日祝除く)